

# 子どもたちの健やかな

## 成長を支援します！

ゆずの里保育園では、

8月から病後児保育を開始します！

8月1日から予約開始!!

### 【病後児保育とは】

お子さんが、病気などにかかった後の回復期に、保護者の就労や疾病、出産などの理由により、家庭で保育することが困難な場合に専用の保育室で看護師付き添いのものと、一時的にお子さんをお預かりして保育を行います。

### 利用について

#### 【利用できる人】

- ① 次の条件をすべて満たす児童
- ① 毛呂山町内に住所を有する満1歳から小学校3年生までの児童
- ② 病気の回復期（※）にあり、専門の医療機関が病後児保育を利用することを認めた児童

※回復期とは、医療機関による入院加療の必要はないが、病状の回復に安静が必要であり、集団保育が困難な時期をいいます。

③ 保護者の就労、疾病、出産などやむを得ない理由により家庭においての保育が困難な児童

この保育が困難な児童

【利用定員】 1日4人まで(予約順)

【利用日・時間】 月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時

【利用期間】 連続5日間まで（土・日祝日を除く）

【休日】 土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日

【利用料金】 2000円/1日(利用料金は、利用日の当日の朝にゆずの里保育園に納入)

※認可保育所の在園児および生活保護受給世帯は無料

#### 【申込み方法】

① **利用を希望する場合は、事前に登録が必要です。**

「病後児保育利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、役場子ども課保育係へ提出（登録申請書は、役場子ども課に用意してあります。また、町ホーム

ページ（☎ <http://www.town.moroyama.saitama.jp>）にも掲載しております）

② 利用する場合、あらかじめ「光の家療育センター」に電話を入れ、利用可能（病気の回復期など）であるとの判定をしていただいたうえで、予約を受け付けます（治療証明書がなくても、ご利用できるか否か専門のスタッフが判定します。お気軽にご相談ください）。

【予約受け付け時間】 利用希望日の前日（午前8時30分～午後5時）までに予約をお願いします（ただし、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）。

#### ◎予約先

社会福祉法人毛呂病院光の家療育センター ☎276-1357

#### 【利用当日の手続きに必要なもの】

利用日当日は、直接ゆずの里保育園で所定の「病後児保育利用申請書」に必要事項を記入していただきます。ほかに次のものをご持参ください。

- ・健康保険証の原本または写し
- ・生活保護受給証の写し（該当する人のみ）

※キャンセルをする場合は、利用当日の午前7時45分から8時までにゆずの里保育園へご連絡をください。

◎キャンセル時の連絡先

ゆずの里保育園 ☎294-6066

#### 【中ついたきたきつらんじゅ】

病状把握のため、病気になったときは、お子さんをかかりつけ医などに受診させてください。

① 医師が処方した薬を与えることは可能ですが、市販されている薬はお受けできません。

② 利用時間の厳守をお願いします。お迎えは必ず午後5時までにお願います。

#### 【持ち物】

持ち物には、全て名前を書いてください。

□ 医師に処方された薬（薬の説明書も併せてお持ちください）

□ お弁当

□ おやつ・飲み物

□ 着替え（2組程度）

□ フェイスタオル2枚

□ バスタオル2枚

□ 汚れたものを入れるビニール袋（3枚程度）

オムツ使用のお子さんは、次のものを追加して持参してください。

□ 普段使用しているオムツ（必要枚数）

□ おしりふき

□ 使用済みのオムツを入れる袋

【服装】 服装は自由ですが、くつろぎやすいものにしてください。

☎ ゆずの里保育園 ☎294-6066

60

## ◆児童手当について◆

児童手当は、「次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する」という趣旨のもとに支給されます。

### 【受給資格者（手当を受ける人）について】

- ・ 毛呂山町に住所があり、日本国内に居住している中学校修了前までの子どもを養育している父または母で、主に生計を維持している人（ふだんの収入が多い人）など
- ・ 受給資格者は、同居を優先とします。
- ・ 児童養護施設などに入所している児童については、施設の設定者などに支給します。

※外国人登録をしている人で、短期滞在、在留資格がない人は対象外となります。

### 【支給対象児童】

- ・ 中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）まで

### 【所得制限】

- ・ 所得制限あり

### 【支給額】

所得制限限度額未満の人

0歳～3歳未満	一律	15,000円/月
3歳～小学校修了前	第1・2子	10,000円/月
	第3子	15,000円/月
中学生	一律	10,000円/月

### 所得制限限度額以上の人

0歳～中学生修了前	一律	5,000円/月
-----------	----	----------

### 【支給月（年3回）】

6月支給（2・3・4・5月分）、10月支給（6・7・8・9月分）、2月支給（10・11・12・1月分）

### 【申請手続き】

新たにお子さんが生まれた人や毛呂山町に転入された人は、出生、転入の届出後、速やかに申請してください。

※申請に必要なもの

認印、受給資格者名義の銀行口座、受給資格者の健康保険証

（受給資格者の状況により、関係書類を提出していただく場合があります）

## 児童手当現況届の提出は忘れずに！

現況届は、養育状況や所得状況を確認し、手当を引き続き受ける要件を確認するため毎年6月に提出してもらっています。受給資格対象者には、すでに現況届を発送していますが、まだ提出をしていない人は、早めに提出をお願いします。提出がない場合は、6月以降の児童手当を一時保留いたしますのでご注意ください。

## ◆児童関係の手当などの手続きについて◆

事業名	対象者	支給額	支給申請
児童扶養手当	18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭（ひとり親家庭など）で公的年金を受給していない人に支給されます。【所得制限あり】	1人/月額 41,430円 （一部支給 41,420円～9,780円） 2人/1人の場合の月額に、月額 5,000円を加算 3人以上/2人の場合の月額に、1人につき月額 3,000円を加算 ※所得額により一部支給となる場合があります。	受給資格が生じた場合、認定請求書を提出し、認定を受けてください。認定を受けない場合は、手当は受けられません。
特別児童扶養手当	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。【所得制限あり】	1級（重度）/月額（1人につき）50,400円 2級（中度）/月額（1人につき）33,570円	【手当の支給は認定請求をした日の翌月からとなります】
こども医療費支給	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童が保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	受給資格が生じた場合、受給資格の登録申請をしてください。登録がない場合は医療費の請求はできません。
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭などで18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童および児童を養育している人が、保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。【所得制限あり】	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	【受給資格は登録申請をした日から有効となります】

※児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届は毎年の所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が届きましたら必要事項を記入のうえ、必ず提出してください。【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】

## ◆その他支援の手続きについて◆

事業名	内容	貸付金の種類	問合せ先
母子および寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭の母親および寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を、無利子または低利でお貸しします【一部所得制限あり】	事業開始資金／事業継続資金／修学資金／技能習得資金／修業資金／就職支度資金／医療介護資金／生活資金／住宅資金／転宅資金／就学支度資金／結婚資金	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などの詳しい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所 ☎（283）6800 にお問い合わせください。
事業名	内容	問合せ先	
短期入所生活援助事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行い、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。	役場子ども課児童係 ☎（295）2112 内線 113、114 ※利用に関しては、事前相談が必要となります。	

☎ 役場子ども課児童係 ☎（295）2112 内線 113、114